

# 令和5年度 第3回 旭川市行財政改革推進委員会 会議録(要旨)

1 日 時 令和5年6月29日(木) 18:30~21:09

2 場 所 旭川市総合庁舎6階入札室

3 出席者 長谷川(芳)会長, 佐々木委員, 杉山委員, 曾根委員, 長谷川(愛)委員, 靱岡委員  
(事務局)浅利行財政改革推進部長  
行財政改革推進部 行政改革課 梶山課長, 水沢  
総合政策部 財政課 小澤課長, 万年課長補佐, 今田課長補佐, 大井主査  
(所管課)福祉保険部 長寿社会課 鳴海課長, 大橋課長補佐, 高橋主査, 中島主査, 笠松  
介護保険課 中瀬次長, 石原課長補佐, 徳永主査  
保健所 保険総務課 織田課長, 伊藤課長補佐, 松浦課長補佐, 村岡課長補佐

4 公開・非公開の別 公開

## 5 会議資料

次第

資料 1\_令和 5 年度行政評価シート\_No.35 休日等歯科対策費

資料 2-1\_令和 5 年度行政評価シート\_No.56 介護認定審査会費

資料 2-2\_旭川市介護認定審査会について

資料 2-3\_一般会計及び特別会計の時間外勤務手当等の時間数及び執行額

資料 3-1\_令和 5 年度行政評価シート\_No.75 老人クラブ・高齢者いこいの家運営費

資料 3-1-2\_老人クラブ・高齢者いこいの家運営費

資料 3-2\_令和 4 年度岩見沢市調査結果

資料 3-3\_札幌市おとしより憩の家運営費補助要綱

資料 3-4\_豊田市高齢者活動事務交付金交付要綱

資料 3-5\_令和元年度宇都宮市調査結果(中核市)

資料 3-6\_豊田市高齢者憩の家管理運営費補助金交付要綱

資料 3-7\_平成 30 年度佐世保市調査結果表

資料 4-1\_令和 5 年度行政評価シート\_No.76 高齢者生きがい対策費

資料 4-2\_高齢者生きがい対策費

## 6 議事要旨

(1) 開会

(2) 令和5年度行政評価について

いずれも事務局から配付資料に基づき説明があり, 担当部局への質疑応答の上, 協議した。

ア 休日等歯科対策費

(ア) 休日救急歯科診療

a 質疑応答

【委員】

休日救急歯科診療について, 診療日時は 17 時までと説明があったが, 道北口腔保健センターのホームページを見ると休日診療は16時までになっている。これはどういうことか。

【所管課】

17時までの診療で委託しているので診療は17時までで間違いはない。受付可能時間と思われる。

【委員】

旭川市内では他に10の歯科診療所が日曜診療を実施している。休日救急歯科の利用者は令和4年度で6人／日である。利用者の多かった令和元年度でも約10人／日。本当に必要なのか。道北口腔保健センター以外の歯科診療所は予約が必要というが、私は予約なしで診療を受けたことがある。

【所管課】

日曜に診療している歯科診療所は確かにあるが、午前のみのところが多く、午後まで診療している所は少ない。また、これらの日曜診療は予約で一杯であり、緊急の新患はあまり受けられないと聞いている。さらに、休日には祝日や年末年始もある。全ての休日に緊急の歯科診療を受けられるのは道北口腔保健センターのみであり、ニーズは高いと認識している。

【委員】

道北口腔保健センターにおける10年間の休日救急診療患者の実態調査(科学技術情報発信・流通総合システムによりインターネットに公開されている。)によると、2007年4月から2017年3月までの10年間では最も多かった診断が歯肉炎である。歯周病は緊急なのか。

【所管課】

歯周病は緊急とはいえない。

【委員】

こうした本来の救急医療の対象でない患者についても緊急性によらず受け入れているか。

【所管課】

緊急性がなくても医師には応召義務があるので受け入れている。症状として一番多いのは急な痛みである。次いで欠損や歯が折れるなどの症状もある。

【委員】

全く必要がないと思っているわけではないが、市の事業と関係なく休日診療している歯科診療所がある。その中で市が一定のコストをかけて実施することには疑問がある。

【委員】

旭川市と同程度の都市で実施しているところは多いのか。事業手法は委託か。札幌市はどうか。

【所管課】

函館市、釧路市、帯広市、小樽市は休日歯科診療を実施している。事業手法はこの場では分からないが、運営主体が市である場合と歯科医師会である場合があり、歯科医師会の場合は、運営費を補助しているようだ。札幌市は本市より規模が大きいため比較対象とは考えておらず、実施しているかは分からない。

【委員】

ではそれらの自治体はどれだけのコストをかけているか。

【所管課】

この場では資料がないため分からない。

【委員】

委託料が相当大きい。委託料を下げる案は考えられないか。診療報酬はまた別にあるのだろう。人件費はどういう算定か。

【所管課】

時間単価である。歯科医師、歯科衛生士、事務職員それぞれについて、市が使用する医療従事者の給料基準表の単価を用いている。

## b 評価協議

### 【委員】

説明を聞けば聞くほど、市が一般財源で休日救急歯科診療を実施する必要はないのではと思った。人件費は、時間単価なので固定的にかかる。廃止や統合縮小を検討すべきでは。

### 【委員】

小さな子どもは外傷が多いが、休日に受診したいときには、道北口腔保健センターに行く。他の歯科診療所のホームページを見ると、予約不要と明記されているのは1か所であった。子どもの外傷の緊急診療の受け皿は必要であり、事業を継続しながら時間や日数を縮小するのが妥当と考える。具体的には、祝日と年末年始のみ残すべきだ。また、休日の市内歯科診療所の実態を調査すべきだ。本当に予約でいっぱいなのか。まだ受入可能なら、それらの歯科診療所を補助するなど事業の在り方を大きく見直すことは考えられないか。

### 【委員】

診療の時間はどうか。時間を縮小することも経費削減に繋がる。

### 【委員】

市がこれだけの人件費を支払う妥当性があるかどうかの観点から、経費の削減は考えるべきだ。

### 【委員】

実施主体を市から歯科医師会に移し、補助事業に在り方を見直すことで経費削減に繋がらないかとも思う。いずれにしても経費は削減し、同じ財源を使うなら予防歯科に力を入れてほしい。

### 【会長】

それでは、祝日や年末年始を除く日曜の診療の廃止のほか、実態を調査した上で診療時間の短縮などの経費削減や事業の在り方の見直しに取り組むよう求めることとしてよいか。

### 【全委員】

(了承)

## (イ) 心身障がい者歯科診療

### a 質疑応答

#### 【委員】

歯科医師、歯科衛生士、事務職員以外に専門の方を配置しているのか。

#### 【所管課】

配置はないが、施設から心身障がい者が来る場合、施設職員と一緒に入ることはある。どちらかというより専門職というより、患者が慣れている人間が必要。十分に慣らし、しっかりと信頼関係を作って診療していくため、相応の人数や時間を要する。

### b 評価協議

#### 【委員】

心身障がい者歯科診療は必要だと思う。信頼関係を構築して慣らしていくという過程は、市の事業だからこそできているといえないか。

#### 【委員】

ここで診療している歯科医師の一部は、普段は自らの歯科診療所で治療をしているのだろう。そこで診療できないのだろうか。また、そもそも道北口腔保健センターまで来られない方もいる。仮にそうしたケースでは近隣の歯科診療所が対応しているとすれば、実態としては他の歯科診療所でも診療可能ではないかともいえる。

【委員】

北海道障がい者歯科医療協力医名簿を見ると、市内で17の歯科医師が登録されているが、これらの歯科医師が普段から他の患者もいる各医院で心身障がい者の歯科診療体制をとることは難しいのではないか。1か所で実施するセンター方式のメリットが大きいと思う。

【委員】

診療の時間短縮ができるのであれば経費の削減は可能だが、いかがか。

【委員】

心身障がい者歯科診療は、通常の倍の時間がかかるとも言われている。時間短縮により医療従事者の首を絞めることになりかねないのでは。

【委員】

そこはあくまで市がこれだけの人件費を支払う妥当性があるかどうかの観点から、考えるべきだろう。実態の把握は必要だが、診療時間の短縮は検討しても良いのでは。

【会長】

それでは、心身障がい者歯科診療については、実態を調査し時間短縮などの経費削減が可能かどうか検討するよう求めることとしてよいか。

【全委員】

(了承)

## イ 介護認定審査会費

### (ア) 質疑応答

【委員】

委員110人の内訳は。

【所管課】

各団体に推薦を依頼している。医師会から23名、歯科医師会から7名、薬剤師会から19名、看護協会から9名、老人福祉施設協議会から39名(内13名が老人保健施設協議会から)、理学療法士会から12名、社会福祉士会から1名の計110名。

【委員】

16の合議体で80人。1グループ5人とのことだが、編成は決まっているか。

【所管課】

各合議体に医師は必ず1名。あとは保健衛生分野、福祉分野から偏らないように入る。

【委員】

歯科医師が入る理由は。

【所管課】

介護認定審査において口腔の状況は重要。また、歯科は食を始め健康全般に関わる。

【委員】

しかし、各合議体に必ず入っているわけではないのだから必須ではないのだろう。

【所管課】

健康全般に関わるので必要と考えて人数に関わらず参加いただけるよう推薦してもらっている。

【委員】

推薦してもらっているというが、市から各団体に推薦する人数も含めて依頼しているのだろう。

【所管課】

そのとおり。従前並みの人数は推薦いただくよう依頼している。だが、開始当初から必要と考えて合議体に入ってもらっているところ。

【委員】

その結果として、各合議体に必ず入れるわけでもないのに、必要と考えているとはいっても裁量がある。合議体の構成メンバーの見直しは考えないのか。

【所管課】

必要ないのでないかという視点からの見直しは考えていない。他にこうした職種も必要だという見直しはあり得ると考えている。

【委員】

5人必要なのはなぜか。

【所管課】

国が5人を標準と定めている。なお、場合により、市町村が質を維持できると判断した場合は5人より少なく設定もできるが、委員欠席の場合もあるため、少ない人数ではリスクがある。審査会は5名中3名の出席があれば会議が成立する。

【委員】

つまり、3人でもできるということか。

【所管課】

定員の過半数の出席があれば可能。

【委員】

16の合議体は常に稼働しているか。

【所管課】

基本的に毎週16の合議体が開催されるが、1回につき30～35件程度を審査判定するので、その週に審査判定が必要な件数によっては、例えば12の合議体の開催で足りることもある。

【委員】

報酬の設定は。また、実際に参加していない委員には報酬は支払われないか。

【所管課】

出席1回につき15,000円の報酬が発生し、口座に振り込んでいる。

【委員】

会計年度任用職員はよいが、正職員は夜間の審査会に時間外勤務で対応している。勤務時間をずらすなどの働き方はできないのか。

【所管課】

系の職員はそれぞれ他の担当業務も抱えているほか、電話や窓口の対応も行っている。日中に一定数の職員が不在となれば電話や窓口対応を含め系の業務が回らなくなる。

【委員】

全員でなく、一部の職員が時間をずらす働き方をして分散できないのか。

【所管課】

例えば、3人が時間外の認定審査会に対応する場合、係6人のうち3人の勤務時間をずらし、3人が日中に不在の時間を作るということか。

【委員】

そのとおり。もちろん困難なときもあるだろうし、機械的には実施できないかもしれないが、そうした工夫はできないのか。柔軟に選択できるように。職員は、この業務の860時間の他にも時間外勤務をしているのであろう。回数も多いし、負担はある。何かできないものか。なお、出席1回につき15,000円の報酬の根拠は何か。

【所管課】

条例で定めている。

【委員】

介護認定審査は国の仕事と考えられるが、自治体が費用を負担しているのか。

【事務局】

事務費は自治体の負担となっている。一定程度は普通交付税の算定対象になっている。

【委員】

事業自体が必要だとしても、コストの削減には努めるべきである。委員総数や1回当たりの委員数の他にも少しでもアイデアを出す姿勢が重要だ。ペーパーレス化するには機材確保を要するので紙の方が安価とあるが、どういう意味か。

【所管課】

機材とは委員用のタブレット等の機器のことである。初期投資費用とランニングコストがかかるということ。会議の開催手法に定めない。現在もUSBを利用してデータで対応している委員もいるが、PCは紙資料の様に一覧となっている訳ではなく、資料確認の際に紙媒体よりも時間を要するとの実態はある。資料については、委員委嘱時に紙かデータかを選択できるようにしているが、紙を選ぶ委員が多い。

【委員】

言いたいことは分かるが、今の時代に合わせて変えていかないのか。

【所管課】

経費削減ということでは、審査会の際に次回審査会資料を交付するなど郵送料の節約に努めている。また、委員委嘱の際にペーパーレスへの協力を依頼していきたい。

#### (イ) 評価協議

【委員】

まずはフレックスタイムやテレワークなど柔軟な働き方の導入が必要だ。職員の時間外勤務は令和3年度で 33万時間を超え、手当額は8億7,500万円になる。時間外勤務を減らしていく必要性は極めて大きい。この事業だけの話ではなく、全ての事業で考えるべきだろう。

【委員】

この事業は、会議開催日にシフト勤務制を導入するなどの工夫があり得るだろう。

【委員】

水曜日と木曜日の開催を増やすことで調整しやすくなるか。医師の休診日はここに集中しているので、この枠であれば時間内の開催を増やせるのではないか。また、ペーパーレスについては、希望を確認するのではなく、原則ペーパーレスということで協力を依頼すべきだ。

【委員】

スクロール回数が増えるため紙の方がよいとの話があったが、そんなことがあるだろうか。紙の準備コストや習熟度の向上も含め、紙の方がよいとは思えない。

【委員】

ペーパーレス化は進めていくべきだ。印刷等の準備の人件費やランニングコストも変わる。

【委員】

他市の事例のようにZoomなどのWeb会議も活用できれば更に効率化できる。こういうところへの設備投資は積極的に進めるべきだ。

【委員】

おそらく個人情報保護の観点なのだろうが、USBなどでなくセキュリティが保たれたクラウドサービスを使えばよい。はるかに安全で効率的だろう。

【委員】

他の事業も含め、ペーパーレス化はぜひ進めてもらいたい。

【会長】

それでは、勤務時間に柔軟性を持たせる働き方改革、ペーパーレス・オンライン化による効率化を進めるほか、委員の構成を見直すことで開催時間を調整しやすくするなど経費削減に努めるよう求めることとしてよいか。

【全委員】

(了承)

## ウ 老人クラブ・高齢者いきいの家運営費

### (ア) 質疑応答

【委員】

高齢者全体に占める老人クラブ加入者の割合は、令和4年度で3.4%、令和5年度で3.1%とあまりに低い。老人クラブ及び老人クラブ連合会への補助金だけでも約2,200万円の一般財源を使っており、これだけの財源を高齢者全体のためでなく、ごく一部の方のために使うのはどうなのか。

【所管課】

老人福祉法で位置付けられている事業であり、自治体も支援を求められている。生活スタイルや個人の価値観の移り変わりで加入率が減少してきているが、加入者にとっては健康の維持増進に繋がっているため支援していきたい。

【委員】

生活の中で様々な活動に参加し、健康の維持増進を図るとの理念はよいと思う。しかし、昭和30年代に老人クラブや高齢者いきいの家が始まってから現代までの間に高齢者の生活は随分変わっている。今は、イオンショッピングモールやカラオケなどで楽しむ高齢者も多く、老人クラブや高齢者いきいの家以外にも多くの選択肢がある。

【所管課】

確かに、価値観が変わってきており、今は個人主義が強く、他人と関わるのが煩わしいと考える人が増えている。趣味の多様化や高齢者の活動の選択肢が増えていることは、老人クラブの加入率の低さに繋がっている。しかし、そうした中でもこれらの活動を望む方が一定数いるため、その受け皿が必要だと考えている。

【委員】

支援の必要性をどう考えているかはわかった。しかし、支援の程度は考えるべきではないか。長寿社会生きがい基金は既に事実上当てにならない残高である。財源が捻出できない中で支援の程度を見直したとしても、老人クラブで楽しめなくなるわけではない。

【所管課】

支援の程度は妥当と考えている。会員数50名、活動日数100日の条件で交付金額を算定すれば、本市は道内35市の中で平均的な支援をしているといえる。地域活動の役割が増す中、会員数に応じた人数基本額のほかに、地域を豊かにする活動実施状況に応じた活動加算額を積算するなどの対応もしている。

【委員】

老人クラブの加入率が低いことや、旭川市の財政状況も踏まえて支援の程度を考えるべきだと思う。

【委員】

補助金の積算方法は、岩見沢市の道内35市調査結果によると3つの手法がある。旭川市は主に人数に応じた積算とのことだが、人数の定義に疑問がある。これは利用者数でなく、会員数を指すのだろうか。会員であっても活動に参加していない方の分も算定されるのでな

いか。果たして本当に妥当な支援か。率直な疑問だが、3つの手法があるなら、他の2つの手法を採用すればどうなるかシミュレーションしてみたか。

【所管課】

道内では、75%の自治体が本市同様に主に人数に応じた積算をしていることから妥当と考えている。他の2つの手法のシミュレーションはしていない。

【委員】

別手法のシミュレーションや、会員数でなく利用者数を用いてみるなどの手法を検討してみてもは。経費を圧縮できる可能性はないかもっと積極的に検討すべきと感じる。

【委員】

各老人クラブの収支状況を把握しているか。

【所管課】

毎年補助金の申請を受けているので把握している。

【委員】

余剰金が生じることはあるか。

【所管課】

コロナの影響で令和2、3年度は繰越金が例年より多くあった。使途が明確な場合に限り繰越を認めている。

【委員】

会員1人当たりの補助金額は、各市町村が独自に決定するのか。

【所管課】

そのとおり。

【委員】

各老人クラブの加入者の実態を把握できているか。年齢構成は。

【所管課】

把握できている。老人クラブ加入者の年齢構成は平均約80歳。

【委員】

高齢者いきいの家の利用者は老人クラブの会員か。

【所管課】

老人クラブの会員に限らず、概ね60歳以上の市民は利用できる。

【委員】

平成30年度に老人クラブと高齢者いきいの家の両補助金の一体化により国庫補助の更なる活用を図ったとあるが、どういうことか。国からの補助金の割合を増やして一般財源を抑制するという趣旨か。

【所管課】

そのとおり。両補助金の一体的な運営が可能なところから補助金を統合し、合計額を老人クラブに交付している。一体化した高齢者いきいの家の活動が老人クラブの活動と認められれば、この高齢者いきいの家への補助金額が国の補助対象経費となったところである。引き続き、一体化を進めることで国庫補助の対象金額を増やしていきたいが、一体化の実施に当たっては、老人クラブといきいの家の両方が必要となり、新たに老人クラブを組織することや、いきいの家として利用できる活動場所を確保することは容易ではないため、速やかに進めていくことはできない状況にある。

【委員】

高齢者いきいの家は、財産として誰かに貸し付けることはできないのか。

【所管課】



できない。

【委員】

高齢者いこいの家は無料でなければいけないと法律で決まっているか。

【所管課】

法律で決まっておらず、本市の定めである。

【委員】

老人クラブの加入率は約3%であり、高齢者いこいの家も延べ利用回数の説明はあるものの実際の利用者は限定的でないかと思う。この事業全体の一般財源は約3,300万円であり、どうしても費用対効果に納得できない。今後の展望として、クラブ会員の新規加入や維持・存続を図るとのことだが、具体的に何をするのか。

【所管課】

これまでやってきたことを続けても利用は広がっていかないのでは、今の時代に合ったものにしていきたい。例えば、老人クラブの個性的な取組を横展開したり、屋内のフロアカーリングなどのサークル活動を周知する。また、老人クラブ会員たちは、地域に密着し、子ども達の見守り活動などをしており、地域に欠かせない。高齢者いこいの家と子ども食堂が連携し、多世代共生の拠点として地域の高齢者が子ども達を支援できるような形も考えたい。更に、今後は、介護予防教室で学んだことを地域で継続してもらう場としても活用してもらいたいと考えている。

【委員】

担当部局としては事業の拡大案を持っていると理解した。なお、市の他の事業と連携し、一緒に取り組むことで、全体費用が削減されるとは考えているか。

【所管課】

費用面というより、様々な展開をすることで高齢者が閉じこもりにならず健康維持されるという効果を期待している。

【委員】

しかし、老人クラブの加入率が低い限りは、どのような効果を目指してもその範囲が限定的であることには変わりはないだろう。

#### (イ) 評価協議

【会長】

担当部局としては事業拡大を希望しており、アイデアもあるようであったが、本委員会としてはどう評価するか。

【委員】

高齢者だけでなく子どもに関わらせる発想自体はよい。

【委員】

平均80歳の方たちに子どもを預けるというスキームは成立するのか。保護者には不安がないだろうか。なお、老人クラブの加入率について、分母となる60歳以上の高齢者全体の人数が健康状態を加味したものでないことは差し引いて考える必要がある。

【委員】

色々なアイデアが出てきたのは良かったが、昭和30年代から数十年継続している制度。厳しいようだが、これだけ長期にわたり続けてきた結果が現在の加入率である。直近の加入率も大きく減少している。健康状態を加味せずに高齢者全体を分母としていることを差し引いても低い。理念は立派だが、市の貴重な一般財源をどこまで投資してよい事業なのか大いに疑問がある。

【委員】

この事業の目的は、他部局が所管する別事業の中でも達成を目指せるのでは。特に、高齢者いこいの家は、現行のように実施しなければいけない理由がどうしても分からない。

【委員】

老人クラブと高齢者いこいの家の一体化については、両補助金の事業費の総額が変わらない中で国費の割合を増やすのはよい。しかし、総事業費が増えて市の持ち出しが増えてしまうことは避けなければならない。

【委員】

この事業では収入を得ることはできないのか。実施すればするほど赤字になるか。

【委員】

無償で実施している部分は有償化を検討すべきだ。

【委員】

実施する意義があると強調するのなら、有償化して財源確保して行うべきと考える。制度の開始時(昭和30年代)とは背景が随分違うだろう。有償化し、受益者がバランスよく負担すべきでないか。

【会長】

費用対効果の観点から事業の拡大ではなく縮小を図り、高齢者いこいの家は受益者負担の観点から有料化を検討することを求めてよいか。また、老人クラブと高齢者いこいの家の両補助金の一体化による一般財源の圧縮を進めるよう求めてよいか。

【全委員】

(了承)

## エ 高齢者生きがい対策費

### (ア) 質疑応答

【委員】

長寿大運動会は、高齢者全体の約3%しか加入していない老人クラブの加入者を対象としている。直近の令和元年度は、さらにその約11.5%の720人のみが参加した。参加者は高齢者のごく一部のさらに一部であり、極めて限定的と言わざるを得ない。老人クラブ加入者の平均年齢は80歳とのことであるが、この運動会では何をするのか。

【所管課】

高齢者の全体数からいえば参加者の割合は高くはないが、長寿大運動会は4年振りの開催であり、楽しみにしてくださっている方が多い。最高齢は95歳。競技種目は、玉入れや、玉を落とさないようにするリレー、クイズなどがある。

【委員】

長寿大運動会を土曜日に開催する意味は。応援職員は時間外勤務になるのではないか。

【所管課】

共催する老人クラブ連合会の意向が影響するほか、運営側が平日より体制を構築しやすい。応援職員を含めて30人の職員で対応しているので、平日で同様に対応するのは難しいと考えている。応援職員は時間外勤務となるが、なるべく平日に振替休日を取得してもらうことで、時間外勤務手当の支給額が増えないようにしている。

【委員】

応援職員によっては、振替休日を取得できない場合もあるだろう。どういう状況が考えられるか。

【所管課】

応援に来た職員にはそれぞれの職場で本来業務がある。振替休日を取得して平日の勤務時間が減少することで各業務に支障が生じる場合は振替休日を取得することができない。

**【委員】**

難しいことを聞かすが、応援に来た各職員の本来業務と長寿大運動会の応援業務はどちらが大事か。組織が使える労働力や人件費には限りがあり、旭川市は全体として職員の時間外勤務が多い。質問の意図としては、このような状況の中で、他部署から安易に応援職員を求めることは、結果として職員1人ひとりの負担や時間外勤務が増えることに繋がっていないかということ。

**【所管課】**

いずれも重要な業務と考えており、応援職員には極力振替休日を取得するよう努めてもらっている。

**(イ) 評価協議**

**【委員】**

長寿大運動会について、老人クラブ加入者という特定の団体のみが対象で、限られた一部の高齢者が参加するイベントである。一般的に、受益者が全体の一部である場合、その費用は受益者が負担すべきでないか。重要で効果が高いので継続したいというのなら、有償化を前提に考えるべきだろう。また、応援職員を動員してまで実施する必要があるのか。旭川市は職員の時間外勤務手当が多い。振替休日を取得するとはいうが、応援職員が本来業務に使える時間が少なくなることに違いはない。いずれも重要な業務と言いたい気持ちは分かるが、人件費や時間外勤務を削減する優先順位の方が高いと思う。

**【委員】**

学生ボランティアなどを上手く使って事業構築すべき。職員の応援は簡単に依頼できるのかもしれないが、全体の時間外勤務の底上げに繋がるのでむやみに実施すべきではない。あさひかわ健康まつりやたくけんウォークなど、類似のイベントの中でも事業目的は果たせるのでは。事業統合なども検討してほしい。

**【委員】**

理念は素晴らしいと思うが、人件費を含めた費用に見合う成果が出ているのか。企業なら当たり前の話。

**【委員】**

一般財源や職員人件費をかける以上、費用対効果を発揮する工夫が必要である。

**【会長】**

長寿大運動会について、受益者負担の観点から有料化を検討するとともに、類似事業等との統合や共催のほか、職員の応援の縮小を含めて事業の在り方を見直すことを求めてよいか。

**【全委員】（了承）**

**(3) 閉会**